



報道機関 各位

記者発表資料
平成 30 年 3 月 2 日（金）
問い合わせ先：シティセールス部
電話：048-829-1034
内線：2254
担当：荒木・石田

さいたま市 PR キャラクター「つなが竜ヌウ」の着ぐるみが 各区役所で借りられます

本市では、愛着心や誇りの醸成、本市PRキャラクターの認知度の向上を図るため、各種イベント等でさいたま市をPRしていただく際に、「つなが竜ヌウ」の着ぐるみを貸出しています。

この度、貸出しの利便性を高めるため、着ぐるみの受付・貸出を各区役所で開始します。

1. 開始日 平成 30 年 3 月 5 日（月）の貸出分から
2. 対象 各区内に所在する企業・団体等
3. 場所 各区コミュニティ課

※企業・団体等の所在地により、受付・貸出場所が異なります。受付・貸出場所は以下のとおりです。詳細は別紙を参照ください。

- ・市内に所在地のある企業・団体等→所在地を所管する区役所 コミュニティ課
- ・市外に所在地のある企業・団体等→さいたま市役所 都市戦略本部
シティセールス部

事前に電話等により空き状況や使用の可否を確認の上、申請書をご提出ください。
申請書は、市ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.saitama.jp/006/012/001/004/index.html>

別紙

着ぐるみ受付・申請の問い合わせ先一覧

使用申請者	提出先部署・住所	電話番号
西区内の企業・団体等	西区役所 区民生活部 コミュニティ課 西区西大宮 3-4-2	620-2620
北区内の企業・団体等	北区役所 区民生活部 コミュニティ課 北区宮原町 1-852-1	669-6020
大宮区内の企業・団体等	大宮区役所 区民生活部 コミュニティ課 大宮区大門町 3-1	646-3021
見沼区内の企業・団体等	見沼区役所 区民生活部 コミュニティ課 見沼区堀崎町 12-36	681-6021
中央区内の企業・団体等	中央区役所 区民生活部 コミュニティ課 中央区下落合 5-7-10	840-6020
桜区内の企業・団体等	桜区役所 区民生活部 コミュニティ課 桜区道場 4-3-1	856-6131
浦和区内の企業・団体等	浦和区役所 区民生活部 コミュニティ課 浦和区常盤 6-4-4	829-6037
南区内の企業・団体等	南区役所 区民生活部 コミュニティ課 南区別所 7-20-1	844-7130
緑区内の企業・団体等	緑区役所 区民生活部 コミュニティ課 緑区中尾 975-1	712-1130
岩槻区内の企業・団体等	岩槻区役所 区民生活部 コミュニティ課 岩槻区本町 3-2-5	790-0122
市外の企業・団体等	都市戦略本部 シティセールス部 浦和区常盤 6-4-4	829-1034